

長岡市一般住宅リフォーム補助金のお知らせ

事業目的

住まいに長く、快適に住み続けるためのリフォームに対する支援を通じて、地域経済の活性化を図ります。

申請期間等

申請方法：別紙申請書及び添付書類を下記担当へ**郵送**で提出

申請期間：令和8年5月11日（月）～令和8年11月30日（月） ※予算がなくなり次第終了

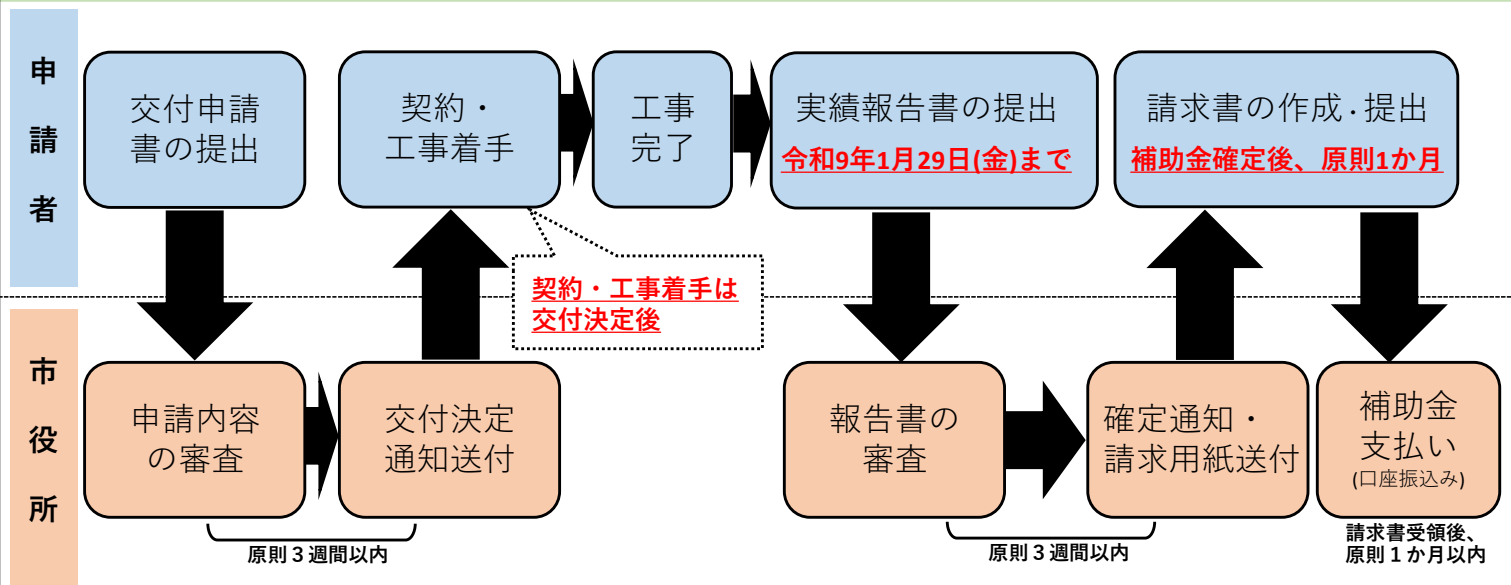
工事期間：交付決定後～令和9年1月29日（金） ※各期限等は当日消印有効

報告期限：令和9年1月29日（金）

【注意事項】

- ◇申請書の受付は**郵送の消印日を基準に先着順**で行います。
消印日とは郵便局が郵便物を引き受けた日のことを言います。**投函日ではありません。**
- ◇予算を超過した場合は、予算超過日付けの申請から、補助金交付予定者を**抽選で決定します。**
(当選しなかった方へは、申請書を返送します。)
- ◇5月10日以前の消印日の申請は無効です。
- ◇不備のある書類は、受け付けられない場合があります。よくご確認の上、提出してください。

手続きの流れ



※令和9年1月29日までに実績報告書の提出がない場合、交付決定を取り消すため、補助金の交付は受けられません。

担当・問い合わせ・書類送付先

長岡市 都市整備部 都市政策課

〒940-0062

長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト8階

TEL: 0258-39-2265 FAX: 0258-39-2270

メール: toshisei@city.nagaoka.lg.jp

窓口・電話受付時間 8:30～17:00 (土日祝除く)



リフォーム
公式HP

対象要件

1. 補助対象者（申請者）

- ・市内に住所を有し居住している住宅の所有者
- ・リフォーム後、市内に住所を移し居住する住宅の所有者
- ・住宅の所有者との関係が配偶者又は親子である住宅の居住（予定）者
※共有名義の場合は名義人のどちらか一方で申請

2. 住宅要件

- ・平成27年12月31日以前に建築された住宅
- ・専用住宅、併用住宅（住居部分1/2以上）、分譲マンションの専有部分
- ・併用住宅の店舗部分改修の場合は、補助対象者本人または配偶者、二親等以内の親族が営業するものであること

3. 施工業者の要件

- ・**市内に本社がある**法人又は住民登録がある個人事業主
※交付申請後、施工業者の変更はできません。

4. 補助対象工事

- ・住宅に係る部分で業者に依頼して行う工事全般（補助対象工事例はP.4を参照）
※市から交付決定があった後に行う工事が対象

5. 対象外となる方

- ・過去に住宅リフォーム補助金を受けた事がある方及び住宅
- ・市税に滞納がある方
- ・同一工事に対して他の補助金が交付されている方

6. その他

- ・対象要件を満たし、交付決定があった場合でも、**令和9年1月29日までに実績報告書の提出がない場合は、補助金の交付が受けられません。**
※この他、長岡市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱による。

交付申請時に必要な書類及び注意点

1. 交付申請書兼同意書

- ・氏名欄は申請者の自署
- ・承認事項を確認し、**承認事項欄のあるページも印刷して送付**（両面/片面印刷いずれも可）
- ・コピーではなく、必ず原本を送付

2. 見積書の写し

- ・宛名は申請者で、施工業者の代表者名の記載があるもの
- ・施工業者の所在地が市内のもの
- ・補助対象工事の詳細が確認できるもの

3. 施工前写真

- ・補助対象とする施工予定箇所がすべて確認できるもの
- ・屋根・外壁工事は施工面をすべて撮影し、方角を補記
- ・A4用紙で提出（直接印刷/現像等した写真をA4用紙に貼付）

※写真が撮れない場合は、必ず事前にご相談ください。申請時に必要な写真が不足していると、申請を受理できないことがあります。

4. その他

<併用住宅の場合>

- ・住宅各階の平面図（店舗・住宅部分を明記）

<増改築・間取りの変更工事の場合>

- ・当該工事階の改修前の平面図

<併用住宅の店舗部分改修の場合>

- ・事業を営んでいることを証明する書類（青・白色申告書の写し、法人確定申告書の写しなど）
- ・申請者と事業を営む者が異なる場合は申請者との関係がわかるもの（住民票、戸籍抄本など）

ご注意ください

◆「施工中」写真が必要な場合があります。

工事の内容によって、施工中写真が必要になります。次ページの「実績報告時に必要な書類及び注意点」をあらかじめ確認してください。

◆以下のような写真は、施工箇所が写っていても、受理できない場合があります。

- ・不鮮明、暗い、撮影位置が遠いなど状態の確認が難しいもの
- ・施工箇所に寄りすぎているため、施工した場所の特定ができないもの

◆申請内容を問い合わせる場合があります。

可能な限り、申請書類一式の写しをお手元で保管してください。

補助額

補助対象工事費の 1 / 5
(5万円上限)

※補助対象工事費が10万円（税込み）以上の工事が対象

実績報告時に必要な書類及び注意点

1. 実績報告書

- ・氏名欄は申請者の自署
- ・コピーではなく、必ず原本を送付

2. 領収書の写し

- ・支払日、申請者氏名（姓・名ともに記載）、金額が明記されたもの
- ・施工業者が発行したもの

※金融機関への振込用紙、振込明細票の写し等も、上記の内容が確認できる場合は代替可能

3. 施工後写真

- ・補助対象とした施工箇所がすべて確認できるもの（施工の前後の比較ができるよう、施工前写真と同じ箇所を撮影）
- ・施工後の状態がはっきりわかるよう撮影
- ・A4用紙で提出（直接印刷／現像等した写真をA4用紙に貼付）

4. その他

<増改築・間取りの変更工事の場合>

- ◆当該工事階の改修後の平面図

<施工後写真だけでは施工内容の確認が難しい場合>

◆施工中写真

工事例・断熱材を入れる工事

- ・ガス管敷設など、埋設配管工事
- ・施工前後で色・デザインの変化に乏しいクロス張替え、壁や屋根等の塗替え
- ・透明コーティングを行うもの
- ・コーキング・シーリングの打替え ほか

※施工の前後で外観の変化が分かりにくい工事が対象です。

<交付申請時から工事金額等が変更になった場合>

◆見積書の写し

- ・変更した工事の内容が確認できるもの
- ・作成日の記載があるもの

※値引きによる金額変更のみの場合は不要

<リフォーム後、市内に住所を移し居住した場合>

◆住民票

- ・実績報告書提出日からさかのぼって3か月以内に発行された転入、転居後の住民票（マイナンバーの記載がないものに限る）

パンフレットや各様式は、市ホームページで公開しています！



工事を中止・延期する場合

リフォーム工事を中止する場合や、延期等によって令和9年1月29日までに実績報告ができない場合、速やかに中止届を提出してください。

中止届を提出しない場合、今後、同様の補助事業があっても申請対象外となります。

1. 必要書類

中止届

※市ホームページからダウンロードして入手

※添付書類は不要

2. 提出先

都市政策課に郵送またはご持参ください。

3. 提出期限

令和9年1月29日（金）

※郵送提出は当日消印有効

注意事項

◆施工業者について

- ・市役所は、施工業者のあっせんができません。
- ・施工業者の変更は原則認められません。やむを得ない事情が発生した場合は、都市政策課までご相談ください。
- ・建設業を営む者（代表者）が所有し居住する住宅を、自身の会社で改修する場合、補助対象となりません。

◆対象工事等の変更について

対象とした工事箇所を交付決定後に変更することは、原則認められません。やむを得ない事情が発生した場合は、都市政策課へご相談ください。

なお、交付決定後に補助対象工事費が減額になった場合は、補助金額も減額となります。

工事費が増額となった場合、補助金の増額はできません。

◆補助金の重複について

同一箇所の工事に対し、他の補助金が交付されている場合は交付対象となりません。（例：一つの窓工事に対し、国の補助金と市の補助金を同時に受け取ることはできません。）

ただし、一つの家屋において、窓工事は国の補助金、屋根工事は市の補助金など、まったく別の工事に対して交付を受けることは可能です。

※申請の際は、見積書において、各補助金の対象工事を明記してください。

補助対象工事〈例〉

補助対象となるのは、住宅に係る部分で業者に依頼して行う工事全般です。

工事番号	工事内容	
①浴室の改修	ユニットバスへの取替え	浴槽や床材の改修
	浴室設備の設置・取替え（換気扇、浴室暖房機、水栓等）	給湯器の設置・取替え（給湯器の取替えのみで、浴室改修を行わないものも可）
②便所の改修	便器、便座やウォシュレット、手洗い器の設置・取替え	便所内の内装や床の工事
③洗面所の改修	洗面台の取替え	水栓の取替え
④台所の改修	システムキッチンの設置・取替え	換気扇の設置・取替え
	既存システムキッチンのIHクッキングヒーター、ガスコンロ(ビルトインタイプ)の取替え	水栓の取替え
⑤内装の改修	畳の入れ替え・表替え	襖の張替え
	壁・床・天井の張替え・塗装	建具の入替え
	断熱材の入替え・設置	造り付け家具の造作
	廊下、階段の改修、手すりの設置	階段昇降機、エレベーターの設置
	屋内スロープ（固定するもの）の設置	居室等の増減築、間取りの変更
	電気配線、コンセントの取替え	安全柵の設置
	エアコンの設置	埋め込み式照明の取付・取替え
⑥窓の改修	ガラスやサッシの取替え、設置	
⑦出入口の改修	扉の改修・取替え、新規設置	出入口の拡幅
	玄関外の手すり設置	玄関スロープ（固定するもの）の設置
	宅配ボックスの設置（置き型ではないもの）	モニター付きインターホン設置
⑧屋根、外壁の改修	屋根、外壁の張替え・塗装	陸屋根防水シートの張替え・塗装
	陸屋根上手すりの塗装	不燃材料の軒裏材への張替え
	雨樋の張替え・塗装	ベランダの床材、手すり、屋根の張替え
⑨躯体の補強	外壁や内壁の改修に合わせて、筋交いや耐力壁等を有効に設置し、耐震性を高める部分補強	基礎、土台、柱、梁等の補強
⑩雪処理対策工事	雪止めアングルや雪止めネットの設置	雪囲い・風除室の設置
	落雪式屋根構造への改造、屋根の滑雪能力を高める張替え又は塗装	屋根融雪装置の設置・改修
⑪給排水設備等の改修	給排水・ガス管等の敷設、改修	下水道への接続
⑫省エネ改修	再生可能エネルギー設備（太陽光パネル等）の設置・改修	

補助対象とならない工事例

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事を伴わない家具、家電等の設置・搬入 ・ 非居住用家屋（車庫・納屋等）を居住用に改修する工事 ・ 外構工事、壁面の緑化工事等 ・ 蓄電池のみを設置する工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 害虫、害獣駆除 ・ 車庫、カーポートの設置・改修工事 ・ 物置、ウッドデッキの設置・改修工事 |
|---|--|